



別紙様式1

金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成 23 年 11 月 30 日

金融庁監督局総務課金融会社室長殿

照会者名

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.(3)の規定に基づき、別紙のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

本照会にかかる法令（条項）は、「貸金業法」（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項及び同法第 3 条第 1 項であります。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会の主旨は、照会者がその総株主の議決権の 50%を有する合弁会社 2 社（以下「本件合弁会社」という。）に対して貸付けを行う場合に貸金業登録が必要か、ということであります。

現在、照会者のグループにおいては、照会者の 100%子会社である が貸金業登録を有して、本件合弁会社及びその他の照会者の子会社に対して貸付けを行っていますが、この業務を照会者に移管することを検討しております。

照会者が当該業務を行う場合、会社法上の子会社とそうでない本件合弁会社に対して反復継続して資金繰りのために貸付けを行うこととなりますが、照会者は貸金業登録を有していません。

3. 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項

本照会にかかる法令（条項）は、貸金業法第 2 条第 1 項及び同法第 3 条第 1 項であります。

照会者が行う子会社でない本件合弁会社に対する貸付けについて、同法第 2 条第 1 項にいう「業として行う」貸付けに該当せず、従って照会者は同法第 3 条第 1 項に定める登録を受ける必要がないことを確認させて頂きたいと存じます。

4. 法令の条項の適用に関する照会者の見解及び根拠

(1) 「業として行う」の判断基準について

貸金業法上登録を要する「業として行う」貸付けとは、一般的に「反復継続して社会通念上事業の遂行とみることができる程度のものである」貸付けとされております。また、「反復的継続的かどうかの判定は具体的事実即して行なわれること」、そして、当該「反復的継続的行為が社会通念上事業の遂行とみられる程度のものであるかどうかは、その行為の主体、行為の目的等に即して具体的に判断される必要がある」とされております（財団法人大蔵財務協会編「新訂＜実例問答式＞貸金業法のすべて」）。

詰まるところ、本照会における合弁会社への貸付けが「業として行う」にあたるか否かについては、単に反復継続という形式によってだけでなく、その行為の主体・行為の目的等に則して具体的に判断される必要があると思料いたします。

(2) 親子関係について

資本上の親子関係がある場合に関して、『①資本上一定の親子関係にある親会社の子会社の資金繰りのために行う貸付けは、「業として行なわないかぎり」貸金業法の規制対象とはならない、②資本上の親子関係を有する業者間で、当該関係を有することに関連して行われる貸付けであれば、法第2条第1項本文に規定する「業として行う」貸付けには該当しない』とされております（財団法人大蔵財務協会編「新訂く実例問答式」貸金業法のすべて）。

これは、資本上の親子関係があれば例え反復継続的に行なわれる貸付けであっても「業として行う」貸付けに該当しないということで、資本上の親子関係が判断基準とも見えます。しかし、これはそもそも傘下の企業を支配管理する目的、あるいは、グループ全体の効率的な資金配分を行う目的であればその行為は「業として行なわれるものではない」とする判断がまずあり、大本はやはり目的を判断基準としているのであって、資本上の親子関係はその判断を補強する拠所の一つで、単に形式上から判断しているのではないと思料致します。

換言すれば、目的が明確であるのなら必ずしも資本上の親子関係は関係ないとも思えます。

(3) 合併について

合併とは、複数の企業が出資比率・収益の分配方法・企業統制の方法などを取り決めて共同出資し、新たな合併企業を設立して特定の目的の達成を目指す事業遂行スキームであります。新規分野開拓や海外進出に取り組む場合様々なリスクを抱えることから、複数の組織が共同で取り組むことでお互いの強弱を補い合い、かつ、リスクの分散を図ることを目的とするものであります。

合併契約に基づき実施される合併会社への貸付けは、出資と貸付けを区別して経営資源の内容を合併会社に明示する・金融機関からの借入れによって発生し得る金融機関の影響を回避する・自己調達を制限することで合併会社の独走を予防する、などの合併目的によるものであり、たとえ反復継続していたとしても「業として行う」ことを目的とするものでないことは極めて明白であります。

(4) 経済行為について

事業の選択と集中、グローバル化、グループ化が活発におこなわれている現在、M&Aやアライアンスなどのスキームは既にごく普通のものとなっているだけでなく、今後一層拡大することが予想されます。

(5) 見解のまとめ

合併は、資本上の親子関係による支配管理とはまた異なる支配管理関係を目的とするもので、複数会社によるものであることから、ある意味では資本上の親子関係以上にシビア

な支配管理が存在するものであります。合弁契約に基づく貸付けも同様で、そこには、合弁目的に反するような高利貸しや過剰融資や過酷な取立てなど、借主の保護が必要な事態が入り込む余地はないといっても過言ではないと思料いたします。

以上から、照会者が行う本都合弁会社への貸付けは「業として行う」貸付けにあらず、従って貸金業登録は不要と考えます。

5. 公表の同意

照会者は本照会における照会内容及び回答内容が公表されることについて同意致します。合弁パートナーとの関係を考慮し、照会者及び の名称については公表を控えて頂くことを希望します。

以上